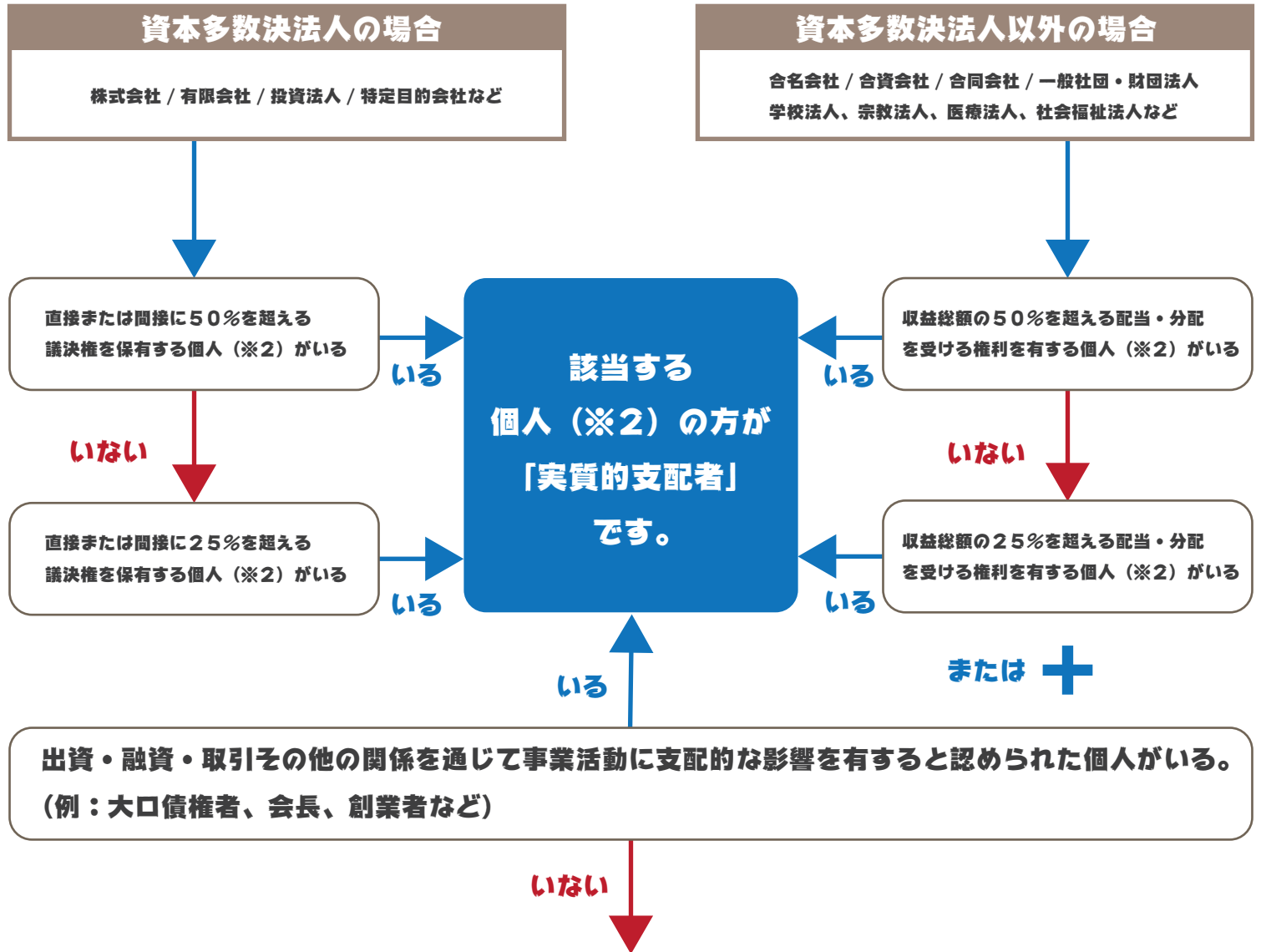


実質的支配者は、法人の形態により異なり、それぞれ以下の方が対象となります。



法人を代表し、その業務を執行する個人(※2)の方が「実質的支配者」です。

- 50%を超える議決権を保有する個人、あるいは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人の方がいる場合は、その個人の方で確定します。
- 間接保有とは「50%を超える議決権を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。(※1)
- 病気などにより、法人のお客様を実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務の執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。

(※1) 議決権を間接保有している場合とは以下の場合です。



(※2) 実質的支配者は個人(自然人)となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。